

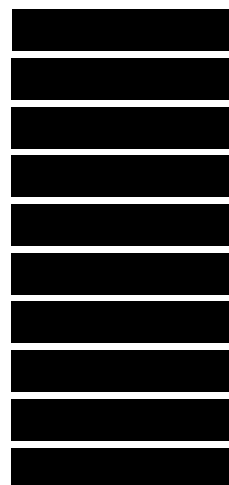
令和7年4月6日

横浜市建築局
宅地審査部
部長 榊原 純 殿

公開質問状の回答に対する再質問書

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近接住民代表



(印鑑は省略)

前略

令和7年4月4日に、令和7年3月31日付け「公開質問状」に対する宅地審査課の高橋課長からの回答書を受領した。その記載内容を住民のメーリングリストに流したところ、多くの疑問点が近接住民から提示された。まずは、高橋課長からの回答書の文章(日本語)が理解困難であることに始まり、明らかな虚偽及び誤魔化しが存在することが指摘された。以下に、その理由を付して、下記の再質問を行うので、当初予定の4/11までに、榊原部長自らが、逃げることなく、回答することを要請する。なお、その回答が完了するまで、本件協議事項報告書の最終決裁は一旦停止することを強く要請する。何故なら、本件が虚偽を正さないままの強引な決裁となることを、住民は危惧しているからである。

我々住民は、行政の判断の誤りを率直、かつ、論理的に指摘し続けてきたが、真摯な回答を横浜市から未だ受けていない。このような、開発事業者に加担したと思われる行政上の先んじた決裁は許されない。現在、住民は協議事項報告書の開示請求を行っている最中であり、その内容を確認次第、再度の質疑を行う予定である。本件再質問及び協議事項報告書への疑問に対し、横浜市政として、住民に誠実に回答した上で決裁を行うことが、元来、当然の職務であることを、最終決裁権者である榊原部長に警告する。

記

1 高橋課長の質問1～3の回答には、虚偽が存在する

住民は、FJネクストから横浜市への協議事項報告書の提出が3/27にあった旨、高橋課長から3/28の面談時に情報提供を受けている。そうすると、宅地審査課が開発事業者から協議事項報告書を受け取ってから、既に1週間が経過している訳であるから、その報告書の内容を持ってして(把握して)、公開質問状の質問1の回答は可能である。

ところが、高橋課長の回答は、「開発事業者から提出される協議事項報告書の内容をもって判断する。」との従前の回答の繰り返しであり、かつ、未来形で記載されている点、日本語として明らかな誤りであり、奇妙である。既に手元に協議事項報告書があるのであるから、提出された協議事項報告書の内容を把握し、どのように判断したかの回答を、現在完了形で記載することが十分に可能な部分である。

公開質問状の質問2及び質問3は、質問の内容が質問1とは明らかに異なるのに、その回答は「開発事業者から提出される協議事項報告書の内容をもって判断する。」となっており、一括りで3つの質問に回答した、意味不明な回答である。

榊原部長自ら、部下である高橋課長らから聴き取りを行うなどして、各質問に対し、真摯に向かい合い、再度、質問1～3に対し懇切丁寧に回答することを要請する。

2 質問4～11は、当事者である高橋課長の回答では、まったく意味が無い(当事者の言い訳を聞いている質問でないことは、公開質問状に明記済み)

そもそも、質問4～11の質問は、3/28の面談時の高橋課長の回答が、それ以前の回答と齟齬を来し、辻褄が合わないことから、本件の最終決裁権者であり、高橋課長の上司でもある榊原部長に公開質問状で直接質問し、回答を要請したものである。

ところが、この度の公開質問状には、その趣旨を無視し、言動が二転三転した当事者である高橋課長自身が回答を行っている。その点だけを持ってしても、この回答書はまったく意味のないものと言える。然も、公開質問状の質問4～11の回答を一括りにし、僅か2行による回答で済ましている点が、全く理解できない。各質問の内容を吟味すれば、各質問がそれぞれ、時期が異なる高橋課長の言動に対する、趣旨が異なる質問内容であり、一括りの回答で済まないことは明白である。これを一括りにしていること自体が、高橋課長が回答に窮したことから、僅か2行の文言で誤魔化したに過ぎないお粗末な顛末となっており、その回答を許した榊原部長も含め、市民を愚弄しているものである。

然も、「記載内容に事実と異なる記載がある」と逃げた上、「開発事業者で任意で開催する説明会だから、本市が見解を示すものでない」と考える。」と二重の意味で、高橋課長は真摯な回答から逃げている。このような雑な回答に4日間も要したとするなら、市民としてそれは税金の無駄遣いであり、驚愕の極みである。

先ずは、事実と異なるのなら、どこが違うのか述べた上で質問に回答すべきものであり、とても市民に対する真摯な回答とは言えない。住民は、ICレコーダーの録音内容を基に、

揺るぎない事実 に則って公開質問状を作成したものである。事実と異なる記載があるというのなら、どこに事実と異なる記載があるのか明らかにされたい。なお、何時でも3/28の面談時のICレコーダーの録音記録を榊原部長に開示する用意はあるので、申述されたい。市民の質問に対し、記載内容に事実と異なる部分があるとして、質問4～11の回答を拒否することは、公僕の立場として、決して許されず、市民に対する真摯(誠実)な対応ではないことを、再度付言する。

その上、この度の開発事業計画の説明会は任意であると決めつけ、横浜市が見解を示すものではないと考えるとの見解を披露しているが、これは明らかな誤りである。テント開催の通知が2/8に住民に届いた後、住民代表は5回に渡って高橋課長らと面談したが、その際に披露された高橋課長らの種々の見解とこの度の回答が、明らかに齟齬をきたしている。代表例が、2/9には、「極寒の中のテント開催に関し、住民が参加できなくとも周知に当たらない。」との■■■■市議及び住民代表からの確認に頷き(後に頷いたのは同意でないとの常識外れのメールあり)、テント開催は差し控えるように指導した等の見解を披露したが、今になって、任意であるので見解を示すことは差し控えるとの回答は、自分よがりの逃げ口上であり、■■■■市議及び住民を翻弄したことになる。公開質問状の質問は、過去の見解を問い質しているに過ぎないものであり、今更になって、「開発事業者が任意で開催する説明会ですので、本市が見解を示すものではないと考えます。」との一括りでの回答は、一般社会、ひいては市民に対して到底通用する回答ではない。

同時に、横浜市長は、住民の再意見書及び開発事業者の再見解書を審査した結果、開発事業者と本件開発事業に対し協議を行う必要があると判断し(開発条例第16条)、協議事項通知書を横浜市長名で建築主FJネクストらに交付しているものである。その通知書の中で、横浜市長が「開発事業計画に関する近接住民への周知」と明確に記載しているのであるから、開発事業計画の周知は、横浜市長の公の指示事項と言える。

概ね、高橋課長は、正式な説明会は、令和5年12月に開発事業者が徒歩25分の第四小学校コミュニティハウスで強行突破したものと位置付け、今回の説明会を任意と使い分けて判断しているものと考えるが、行政官として明らかに的外れの法令解釈である。これを任意として許してしまったら、どのような状況でも、開催場所は何処でも良かったことになる、横浜市長の指示を横浜市担当課長が形骸化させたことになる。

そもそも、協議事項通知書の記載内容は「周知すること」が目的であり、任意だからその開催状況に横浜市は関知しない(見解を示さない)となるものではない。ここは、周知したか否かが、行政判断の重要なポイントとなり、当然、開催場所は条例に順じて「参加しやすい場所」になるものである。然も、協議事項報告書交付時、町内会館で行うよう、横浜市長(宅地審査課の担当者が代行)が、開催場所を限定的に指示した事実があるにも関わらず、それをも反故にした開発事業者の行動を横浜市は見過ごすことになる。

2/19は、一方的、かつ、突然の通知、しかも極寒の中での開催で、住民が参加できなかったものである。その参加できなかった理由に関する正当事由書は、説明会開催

日の翌日(2/20)に書簡にて提示済みである。

公開質問状の質問4～11につき順を追って真摯に回答すれば、高橋課長の言動の誤りが判明し、開発事業計画に関する近接住民への周知に至っていないことが鮮明に浮かび上がり、横浜市として、再度の説明会開催の要請を開発事業者に行うことが、協議事項報告書の決裁の必須要件となることが明らかになる事案である。

榊原部長自ら、上記経過を踏まえ、市民からの公開質問状の質問4～11に対し、一つずつ、懇切丁寧に再度の回答を行うことを要請する。それが出来ないのなら、住民(横浜市民)は横浜市宅地審査課の存在価値など、全く無いものと判断せざるを得ない。

3 その他(意味不明な記載)

- (1) 高橋課長の回答書の後段において、唐突に「令和6年 10 月 11 日に回答したとおり、協議事項については、開発事業計画書の内容のうち市長がその都度定める事項について協議を行うため、ご要望のとおりに協議することにはなりませんので、ご理解ください。」と記載されているが、「ご要望どおり」とは何を指すのか、意味不明である。我々住民は、横浜市長が発した協議事項通知書記載の「開発事業計画に関する近接住民への周知」を論じているものである。そうすると、ここの記載は的外れの記載と思料するが、高橋課長がこのフレーズを挿入した意味を榊原部長自ら聴き取り、榊原部長の言葉で再度の回答をすることを求める。
- (2) 末尾において、「公開質問状の文書において、住民側の見解が述べられていますが、それらを容認したものでないことを申し添えます。」との記載は、住民記載の各質問記載の見解の全否定なのか、それとも一部否定なのか明らかにした上で、横浜市が否定とする住民の見解箇所を明示されたい。このように、曖昧な回答を高橋課長が繰り返した結果が、今回の公開質問状に繋がっていることを、榊原部長自ら確認・整理し、この点に関しても真摯に回答されたい。

以上

※ 本再質問書及び貴殿からの回答書は、一般人の情報を保護したうえで、青空を渡さない会のホームページ及び「X」にて開示することを、念のため申し添える。

即ち、公人である貴殿らの氏名は、そのまま開示するものである。

※ 事実と異なる記載があるとし、榊原部長が高橋課長同様に回答を拒否するのなら、高橋課長の同意を得て録音したICレコーダーの面談記録を横浜市建築局長に拝聴いただくことも検討していることを申し添える。

※ 令和6年11月6日に、榊原部長宛てに、高橋課長の言動につき疑義照会を行い、その回答書を同年11月8日(建宅審第570号)に受領している。その際の回答は「高橋課長の発言を上書きする」との主旨の記載であった。このような市民に背を向けた回答は、市民を愚弄したものであり、今後一切、差し控えることを強く要請する。